

# 美容業のための *Compliance*マニュアル

—開設から日常管理まで—

安心と安全  
そして感動を

信頼に根付いた美しさの提供  
それが私たちの使命です



公益財団法人 滋賀県生活衛生指導センター  
TEL 077-524-2311

滋賀県美容業生活衛生同業組合  
TEL 077-524-2313

公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター  
滋賀県美容業生活衛生同業組合

## 目 次

### 1 起業編

#### ○ 計画

・美容所の構造設備基準 ..... P.1~P.5

(滋賀県美容師法施行条例・大津市美容師法施行条例共通)

○ 相談 ..... P.6

○ 手続き ..... P.7

○ 検査 ..... P.8

○ オープン ..... P.9

○ 開設届関係記入例集 ..... P.10 ~P.13

### 2 運営編

#### ○ 運営

・忘れちゃいけない開業後の手続き ..... P.14

・変更届等記入例 ..... P.15 ~P.16

・悩んだり、わからないことがあったときは即相談 ..... P.17

(生活衛生営業指導センターと美容業生活衛生同業組合)

#### ○ 番外

・賢い開業資金調達のしかた ..... P.18

・生活衛生同業組合の有効活用 ..... P.19

・生活衛生指導センターを活用しよう ..... P.20 ~P.22

○ 美容所開業に関する問合せ先一覧 ..... P.23

## 起業編

## 美容室オープンまでの衛生法令等手続きのシミュレーション

**Chapter1 (計画)****ルールを知ってプランを立てよう**

○ 美容所の構造設備基準(滋賀県美容師法施行条例・大津市美容師法施行条例共通)

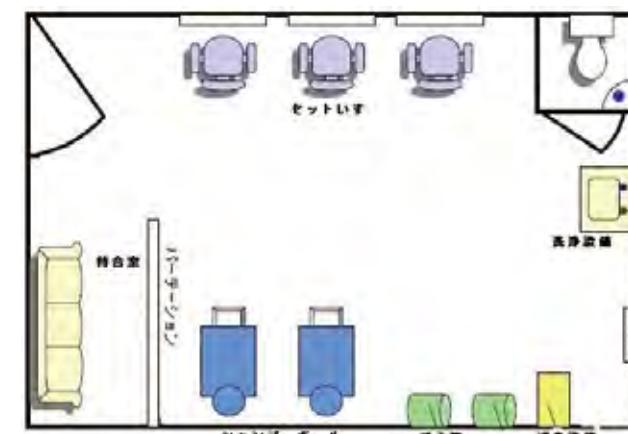
**1 美容所全体**

(1) 最低面積は9.9m<sup>2</sup>です。(トイレ面積は除く)

美容所は最低面積の規定があり、その面積をクリアしないと営業ができません。

セット椅子2脚までは9.9m<sup>2</sup>以上

セット椅子が2脚を超える場合、1脚増すごとに、最低必要面積は2m<sup>2</sup>増えます。



**Why?** 狹い場所では、安全で衛生的な作業を行うことは困難です。そうしたことから、最低必要な面積が法令で定められています。ちなみに、セット椅子の前面、後面には50cmほどの作業スペースを確保する必要があります。

(2) 作業所と、待合所は区画が必要です。

壁、パーテーション、棚や観葉植物などで、境界を示しましょう。

**Why?** 区画とは、事故防止のため作業中に関係のない人が作業場所に出入りしないように、待合場所と作業所の境界を明確にする必要があるために設けるものです。

(3) 流水式の専用の洗髪設備が必要です(大津市を除く)。

**Why?** 施術中に使用した整髪料等が利用客の頭皮に合わなかったり、切った毛髪が利用客の目に入った場合など、作業上の不測の事態へ対応する必要があること、また、毛髪の汚れが目立つ方に対して、洗髪後に施術する場合が良い場合があることから、適正で多様なサービスの提供が果たせるよう滋賀県(大津市を除く)では、洗髪設備の設置を義務づけています。



(4) お店の床や腰板は不浸透性でないといけません。

不浸透性の素材とは、コンクリート、リノリューム、タイル、板等です。



**Why?**

水などが浸透する素材は、不衛生になりやすいこと、また、清掃や消毒が容易となるように不浸透性素材を使用するように定めています。

(5) お店は「採光、照明、換気」を充分に確保する必要があります。

お店の中の明るさは、作業面では最低基準が100ルクス以上(労働安全衛生法では、精密な作業の場合300ルクス以上と規定しています)です。また、換気についてもお店中の炭酸ガス量は5cm<sup>3</sup>/ℓ以下に保つという基準がありますから、換気扇等を設置して換気を良好にする必要があります。



**Why?**

十分な明るさと快適な空気環境は、お店の衛生管理の基本です。安全な作業を行うためには十分な明るさが必要であり、来店されたお客様が快適に過ごしていただくためには、空気のよどみをなくし爽やかな環境を構築しなければなりません。

(6) 卫生的な給水設備と排水設備が必要です。

**Why?**

器具の洗浄、手洗い、そして消毒薬の希釀操作など、常に清潔さが美容の世界では求められます。安心で安全なサービスを提供するために、衛生的な水と水回りの設備を備えましょう。

**2 衛生関連設備など**

(1) 器具を洗浄するための流水式の洗浄設備と消毒するための設備が必要です。

流水式洗浄設備とは、作業用流し等のことです。

また、洗浄後に器具の消毒ができる設備が必要です。

※器具:クリッパー、はさみ、くし、刷毛(はげ)、ふけ取り、カミソリ、その他皮膚に直接触れる器具のことです。

**Why?**

美容行為は、人の皮膚などに直接触れて行われる作業が多いので、美容師自身はもとより、使用的器具類も、お客様が変わることごとに清潔なものを使用しないと、様々な感染症の感染源になる可能性があります。

特に血液は、HIVをはじめ、ウイルス性肝炎などの感染リスクが高いので注意が必要です。

**What?**

**どんな消毒設備が必要?**

美容師法の中で、器具の消毒方法について、血液の付着の可能性の有無によって次のとおりのルールがありますので、それらの消毒が実施できる設備が必要になります。

※具体例:煮沸消毒器やエタノール、次亜塩素酸ナトリウムなどに浸け置き消毒するための設備

## 消毒方法詳細

### A. カミソリとカミソリ以外の器具で、血液の付着またはその疑いのあるもの。

(カット専用レザーは除く)

[洗浄] 家庭用スポンジなどで器具の表面をこすり、十分な流水(10秒間以上、1リットル以上)で洗浄する。

[消毒] 次の3種類の中からいずれかの消毒を行う。

- 1 煮沸消毒器による消毒:沸騰してから2分間以上煮沸する。
- 2 エタノールによる消毒:76.9%~81.4%のエタノール液に10分間以上浸す。
- 3 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒:0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液中に10分間浸す。

[器具例] 煮沸消毒器、エタノール・次亜塩素酸ナトリウムに漬け置き消毒するための容器、消毒用バット等

### B. カミソリ以外の器具で、血液が付着している疑いのないもの。(はさみ、くし等)

[洗浄] Aと同様の洗浄を行う。

[消毒] Aの3種類の方法または次の7種類の中からいずれかの消毒を行う。

- 1 紫外線消毒:1平方センチあたり85マイクロワット以上の紫外線を20分間以上照射する。
- 2 蒸気消毒:80°Cを超える蒸気に10分間以上触れさせる。
- 3 エタノール消毒:76.9%~81.4%のエタノール液を含ませた綿またはガーゼで器具表面を拭く。
- 4 次亜塩素酸ナトリウム消毒:0.01~0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液中に10分間以上浸す。
- 5 逆性石ケン液消毒:0.1~0.2%の塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウムに10分間以上浸す。
- 6 グルコン酸クロルヘキシジン消毒:0.05%のグルコン酸クロルヘキシジン液に10分間以上浸す。
- 7 両性界面活性剤消毒:0.1~0.2%の塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩酸アルキルジアミノエチルグリシンに10分間以上浸す。

[器具例] 紫外線殺菌器、蒸気殺菌器他、上記Aの器具等

[消毒後] 流水でよく消毒液を洗い流し、未消毒のものと区別して、収納ケースなどに衛生的に保管する。

### C. タオル類

(血液が付着したタオル類は、廃棄するかまたは血液が付着している器具と同様に洗浄消毒。)

[消毒] (1 加熱処理:洗剤で洗浄後、蒸気消毒器に入れ、器内が80°Cを超えてから10分間以上蒸す。  
 (2 薬液処理:次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒後洗濯し、乾燥保管または蒸し器に入れる。)

### D. 手指

[洗浄] 石ケン、ブラシなどを用いて消毒前によく洗浄する。

[消毒] (1 速乾性擦式消毒剤により消毒する。  
 (2 消毒液(0.05~0.1%逆性石ケン液、0.05~0.2%両性界面活性剤液、0.1~0.5%グルコン酸クロルヘキシジン液等)中に十分浸し30~60秒もみ洗いする。)

[消毒後] 水洗いし、清潔なタオル、使い捨てのペーパータオル等で拭き取る。

### E. シェービングカップ等;前述の消毒方法のいずれかの方法を用いる。

(2) 施設規模に応じ十分な数の器具、タオル等が必要です。

(3) 器具等を消毒済みのもの、未消毒のものに区別して保管することができる設備が必要です。

これは、消毒済みの器具等を使用時まで衛生的な状態で保管するための基準です。

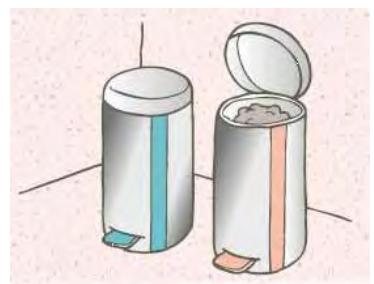


Why?

一度消毒を実施しても、未消毒の器具との接触があると、汚染を受けてしまい消毒が無効になるため、きちんと区別して保管できる設備が必要です。

(4) ふたの付いた汚物箱と毛髪箱が各々1個以上必要です。

施設内を常に衛生的管理すること、作業により生じる廃棄物を適正に管理するための基準です。



Why?

毛髪は人体の一部です。他のゴミなどとは分別し回収、廃棄する必要がありますので、汚物箱と、毛髪箱の2種類が必要です。

(5) 万一の怪我に備え、応急薬品とガーゼなどの衛生材料が必要です。

美容業ではレザーや、はさみなどを多用するので、万一の怪我や、やけどに備え衛生材料等を備える必要があります。



※具体的な備付例

消毒薬、傷薬、キズテープ、ガーゼ、脱脂綿、包帯等

## 【Check-Up!】自分のお店を確認しよう!

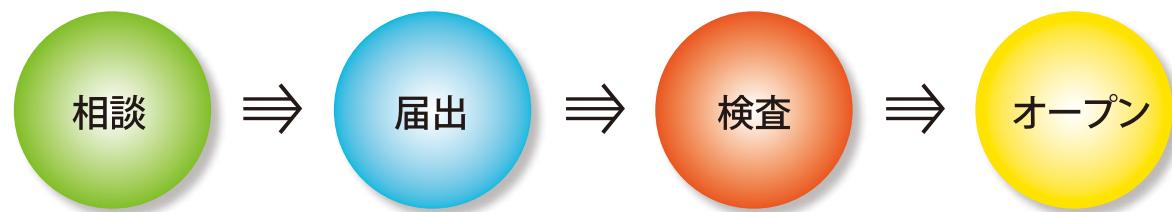
OUTが一つでもあれば、計画の見直しが必要です。

Check Point	Judge
① お店の床面積 9.9 m <sup>2</sup> +2 m <sup>2</sup> × (予定しているセット椅子の数-2)=必要面積 (m <sup>2</sup> ) 例: セット椅子4脚の場合の必要面積=9.9 m <sup>2</sup> +2 m <sup>2</sup> × (4-2)=9.9+2×2=9.9+4=13.9 m <sup>2</sup>	Yes=OK! No=OUT!
② 作業所と待合の区画 壁、パーテーション、棚や観葉植物などで区画が出来ているか?	Yes=OK! No=OUT!
③ 洗髪設備 流水式の洗髪専用の設備の設置が必要です。	Yes=OK! No=OUT!
④ 床の材質 床面は衛生的な店舗運営ができるように不浸透性の材質か? 素材例: コンクリート、リノリューム、タイル、板等	Yes=OK! No=OUT!
⑤ 照明と換気 店舗内の環境を衛生的に保つため、十分な明るさの照明設備と効果的に換気できる設備(換気扇等)を備えているか? 基準: 明るさ 100 ルクス以上(望ましい明るさ 300 ルクス)、炭酸ガス量は 5cm <sup>3</sup> /ℓ以下	Yes=OK! No=OUT!
⑥ 給排水設備 衛生的な給排水設備を備えているか? 判断基準 衛生的な給水: 上水道等の管理された水道水など 衛生的な排水: 下水道、合併浄化槽など	Yes=OK! No=OUT!
⑦ 器具の洗浄設備 ・流水式の洗浄設備があるか? ・使用水は清潔か? (上水道などの管理された水道水を使用しているか) ・排水は適切か? (下水道または合併浄化槽に排水しているか)	Yes=OK! No=OUT!
⑧ 消毒のための設備 ・カミソリや血液が付着している恐れのある器具を消毒するための設備や器具はあるか? (例: 煮沸消毒器、エタノール湿潤消毒容器など) ※準備する消毒設備や器具 ( )	Yes=OK! No=OUT!
⑨ 器具類の設備 セット椅子の台数に応じ、十分な量の以下の器具を用意しているか? ・セット皿・はさみ(シザー)・くし・ブラシ(コーム等)・タオル類など	Yes=OK! No=OUT!
⑩ 保管設備 ・店舗内に器具を衛生的に保管できる設備を備えているか? ※消毒済みのもの、未消毒のものを区別して保管する必要があります。	Yes=OK! No=OUT!
⑪ 汚物箱・毛髪箱 ・専用のものを各1個以上用意しているか? 基準: 蓋の付いたものが需要です。	Yes=OK! No=OUT!
⑫ 応急用の医薬品・衛生材料 ・万一に備え、応急処置のできる体制を整えておく必要があります。 ※応急医薬品等の準備(具体例: 消毒薬、傷薬、キズテープ、ガーゼ、脱脂綿、包帯等)	Yes=OK! No=OUT!

## Chapter2 (相談)

### 相談は開設への第一歩、臆することなく保健所へ行こう

一般にサロン、美容室と呼ばれるものは、美容師法の中で「美容所」と整理されています。この美容所を、開設するためには、開設しようとする地域の保健所に出向いて届出を行い、保健所の施設検査が完了し、法令に適合することが確認されて初めてオープンできます。



※滋賀県内の保健所所在地はP23を参照してください。

#### ○知っておこう、美容の常識

- ・美容師は「業務独占資格」、資格がなければ「美容」の仕事はできません!
- ・美容師法で美容行為が許されているのは、美容師免許を取得している者だけです。
- ・違法行為、脱法行為は己の資格を<sup>おとし</sup>貶めるだけです。資格意識と高いプライドを持って、開設に挑みましょう!

#### ○ポイントアドバイス!

Point1 オーナーはお店の最高司令官! 自ら、衛生行政機関(保健所)へアプローチしよう

- ☆人任せではなく、自分が手続きに関わることで、見えること、分かることがあります。
- ☆お店の最高司令官、最高指導者として、開業前から保健所等の手続きに関わり、関係する法令の整理や、必要な書類の把握に努めましょう。

Point2 準備よければ全てがスムーズ、二度三度の手間を避けて賢く手続き

- ☆何も準備せずに保健所に行っても、保健所の担当者は相談に応じてはくれます。しかし、具体的なプランを示して話せないため、一般論としての必要な設備等について説明を受ける程度が関の山で、本当に必要な相談にこぎつけることは困難です!!!
- ☆最低限、次の準備はしましょう。

- ・お店の出店予定地の住所
- ・オープン予定日程
- ・お店の設計設備図面(必要な設備は、前段のページにまとめてありますので、それを参考にお店の構造設備をプランニングしましょう。)
- ・従事者の内訳

**以上の準備が整ったら、いざ保健所へ!  
図面のチェックをしてもらおう。**

## Chapter3 (手続き)

### 意外と簡単、手続きと必要な書類の作成

#### 《美容師法ってどんな法律?》

美容師法は昭和32年に制定された歴史のある法律で、美容という業務の定義や、美容行為を行う資格である美容師、管理美容師についてルール付けを行うとともに、美容師が活躍する場である美容所についての要件などを定めています。

#### 《開業するにはどんな手続きをするの?》

##### ① 開設届の作成方法と記入例

開設しようとする地域を所管する保健所に備え付けてある様式を利用して、開設届を作成します。開設届は、インターネット経由でも入手可能です。(P.17参照)  
個人による開設と法人による開設に分けて記入例を用意しました。

○個人による開設………記入例 I

○法人による開設………記入例 II

##### ② 添付書類の作成方法と記入例

○美容所従業者名簿………記入例 III

○構造および設備の概要………記入例 IV

○医師の診断書(最寄りの医院等で結核および伝染性皮膚疾患の診断)

##### ③ 手書きでOK、店舗図面

店舗の図面は、わざわざ高いお金を出して専門家に作成を依頼しなくとも、お店内の配置や寸法などが明確にされているものであれば、開設者自身が方眼紙等に手書きしたものや、パソコンで作成したものでもオッケーです。

○店舗平面図作成例………記入例 V

##### ④ いざ届出、必要な費用と必要な打ち合わせ

○美容所開設届 手数料 17,000円  
(平成28年4月1日現在)

#### ※注意事項

##### 手数料の納付

- ・大津市以外で開設される場合は、滋賀県収入証紙で納付することになります。
- 事前に滋賀県内の滋賀銀行ならびに関西アーバン銀行各支店で、手数料相当額の滋賀県収入証紙を購入しておきましょう。
- ・大津市内で開設される場合は、現金納付となります。

##### ○打ち合わせ事項

検査確認の日程・検査時に用意するもの等

## Chapter4 (検査)

### 備えれば、万全！ 保健所監視員による施設検査

#### ① 検査の際に確認されるのは？

必要な事務手続きが完了し、書類の提出が終わると保健所の環境衛生監視員が、実地(店舗)に訪れ施設の確認検査が行われます。

ここで、適合しないと開設することが出来ません。

やることが確実にできていれば、検査は恐るるに足らず！必ず適合するでしょう。

以下に注意事項を挙げます。

#### ○店舗は届出どおりに！

届出どおりにできていないと、基準に適合せず検査不適となる可能性があります。

また、適合しても書類の訂正や差し替えの必要が生じるので、二度手間、三度手間になりオープン日がずれ込むことも。

届出どおりに店舗を完成させます。万一計画に変更が生じたら事前に保健所と協議をしておきましょう。

#### ○検査日は余裕をもって

無理な日程で検査日を予約して、一部未完成のままや、設備がそろわないままに検査を受けてしまうと、基準への適合の判断が出来ず再検査になります。

工事日程や備品の搬入日を確認し、確実に完成した状態で検査を受けましょう。

#### ○薬品類も忘れずに

器具類の消毒薬や、応急時の医薬品等も検査時に確認されますので、準備ができないと指摘を受けます。検査の時には必ず揃えておきましょう。

#### ② 検査に適合、その先はどうするの？

保健所への事務手続きも完了し、検査確認も無事終了したら、保健所の環境衛生監視員の指示に従い、指定された日に「検査確認済証」を受け取りに行きましょう。

いよいよ今までの苦労が報われるとき、あなたのお店のオープンです！

検査確認済証は、あなたのお店が美容師法に適合し、公に開設が認められたことを証明する大切なものです。

お客様の見えるところに掲示しましょう。

## Chapter5 (オープン)

### 最初が肝心、気持ちを引き締めて いざ開業！

さあ、いよいよあなたのお店のオープンです。

あなたの経営者として、また美容師としての手腕が試されるときが来ました。

でも、忘れてはいけないことが....

美容の世界は華やかであること、艶やかであること、斬新であること、そして独創的であることなど、様々なお客様からの様々なニーズがある中で営業が展開していきます。

でも、美容の仕事には、人の健康に直接かかわる部分を持っています。

そのため、美容師法という衛生法令で定められた事項を必ず守らなければなりません。

### 感染症予防、店舗や器具の衛生管理、そして従業員の健康管理

オーナーのあなたの責任は、本当に大きく、重いものなのです。

そのことを胸に持ち、コンプライアンス意識を向上し大きく羽ばたいてください。



### 大津市以外で開業される場合

#### 記入例：法人による届出

様式第1号（第2条関係）		受付欄	受付欄
滋賀県〇〇保健所長		平成〇〇年〇〇月〇〇日	
美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
開設者 氏名	山〇子(印)	株式会社ヘースタイル〇〇(印)	登記された代表者印を押印
開設者 住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇〇〇市一丁目〇番〇号 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇〇〇市一丁目〇番〇号 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	
美容所の名称	アーデザイン〇山	アーデザイン〇山	
美容所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇〇〇市一丁目〇番〇号 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇〇〇市一丁目〇番〇号 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	
管理美容師の氏名 および住所、美容師の 氏名、登録番号にそ の他の従業者の氏名	別紙のとおり	滋賀県の各保健所（大津市保健所を除く）へ の届出は、滋賀県収入証紙が必要になります ので県内の滋賀銀行・関西アーバン銀行各支 店であらかじめ購入して下さい。	
美容所の構造要 および設備の概要	別紙のとおり	別紙のとおり	
美容所の 開設予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	開設予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
同一の場 所で理容 所を開設 する場合 開設予定 年月日	同一の場所で理容所を開設する場合のみ記入 年 月 日		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類  
(1) 美容所の構造および設備を明らかにした図面

(2) 従事する美容師の免許証または美容師免許証明書の写しならびに結核

および皮膚疾患に関する医師の診断書

(3) 美容所と同一の場所で、理容所を既に開設している場合は新たに開設し  
ようとする場合は、従事する美容師が有する理容師免許証または理容師免許証

明書の写し

(4) 常時2人以上の美容師が從事する美容所を開設する場合は、管理美容師の資

格を証する書面

(5) 開設者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法  
律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

滋賀県収入証紙貼付欄

#### 記入例：個人による届出

様式第1号（第2条関係）		受付欄	受付欄
滋賀県〇〇保健所長		平成〇〇年〇〇月〇〇日	
美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
開設者 氏名	山〇子(印)	株式会社ヘースタイル〇〇(印)	登記された代表者印を押印
開設者 住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇〇〇市一丁目〇番〇号 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇〇〇市一丁目〇番〇号 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	
美容所の名称	アーデザイン〇山	アーデザイン〇山	
美容所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇〇〇市一丁目〇番〇号 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇〇〇市一丁目〇番〇号 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	
管理美容師の氏名 および住所、美容師の 氏名、登録番号にそ の他の従業者の氏名	別紙のとおり	滋賀県の各保健所（大津市保健所を除く）へ の届出は、滋賀県収入証紙が必要になります ので県内の滋賀銀行・関西アーバン銀行各支 店であらかじめ購入して下さい。	
美容所の構造要 および設備の概要	別紙のとおり	別紙のとおり	
美容所の 開設予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	開設予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
同一の場 所で理容 所を開設 する場合 開設予定 年月日	同一の場所で理容所を開設する場合のみ記入 年 月 日		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類  
(1) 美容所の構造および設備を明らかにした図面

(2) 従事する美容師の免許証または美容師免許証明書の写しならびに結核

および皮膚疾患に関する医師の診断書

(3) 美容所と同一の場所で、理容所を既に開設している場合は新たに開設し  
ようとする場合は、従事する美容師が有する理容師免許証または理容師免許証

明書の写し

(4) 常時2人以上の美容師が從事する美容所を開設する場合は、管理美容師の資

格を証する書面

(5) 開設者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法  
律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

滋賀県収入証紙貼付欄

業嘗上石仁個例記入

田人主

記入例Ⅱ：注文による業

## 業者による個人記入例 I

美容所開設届出書		受付欄
(あて先) 大津市保健所長		平成〇〇年〇〇月〇〇日 (提出する日を記入)
美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
開設者	ふりがな 氏名	おはつ　太　良彌 (印) 年　月　日 (開設者の誕生日を記入)
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市におの浜〇丁目〇一〇 (建物名、部屋番号まで記入・電話番号記入)	△△ハイツ〇〇号 電話(〇〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇 (建物名等を省略せず記入・電話番号記入)
美容所の名称	ふりがな ヘアーサロン　〇〇〇	
美容所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市京町〇丁目〇一〇 (建物名等を省略せす記入・電話番号記入)	
管理美容師の氏名及び住所、美容師の氏名、登録番号及び疾患病名並びにその他従業者の氏名	別紙のとおり	
美容所の構造及び設備の概要	別紙のとおり	
開設予定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
大津市保健所への届け出に必要な手数料は、現金納付となります。		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。

2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類

- (1) 美容所の構造及び設備を明示かにした図面
- (2) 常設する美容師の美容師免許証又は美容師免許証記入欄
- (3) 常時2人以上の美容師が從事する美容所を開設する場合は、住民票の写し(住民基本台帳法昭和42年法律第81号第30条の「登録簿等を記載するもの」に限る)
- (4) 開設者が外国人であるときは、在留カードの写し

簿名著業所從業人員例三

美容所名 理容所名	(お店の名前を記入) 重複開設する	検査 確認番号	記入不要
理容所を重複開設のみ記入		検査 確認番号	記入不要

氏名	免許登録番号(交付者)	疾病の有無 (既往歴 あいかわゆゑ)	採用年月日	退職年月日	理免の のりめん
住所	管理講習番号(交付者)				
○本〇江	第0000号(厚生労働大臣) 第0000号 (理容美容試験研修センター)	無	H28	4.1	
○○市○○町○○番地					

管理美容師の氏名、管理美容師の美容師免許番号、免許交付者(都道府県知事等)および  
については自治体名も記載、大臣免許については厚生労働大臣と記載)および  
管理美容師の住所を記載してください。また、そのお店で動き始めた日も記載  
が必要です。

注 1 交付者欄は、免許証等を交付した都道府県名または厚生大臣と記載すること。  
2 美容所の従業者に係る変更の届出のときは、採用または退職年月日を記載すること。  
3 ただし、美容所を重複開設している場合は、美容師の資格の有無について記載すること。  
提出に際しては、2部作成し、1部は美容所に保管すること。また、変更時には、その  
名簿に提出記入して提出できること。

## 大津市で開業される場合

記入例Ⅱ：法人による営業	
受付欄	受付欄
平成〇〇年〇〇月〇〇日 (提出する日を記入)	登記された代表者印を押す
(あて先) 大津市保健所長 美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	ふりがな かぶしきがいしゃおねつ トキハセイホウショウ カブシキガイシャオネツ トキハセイホウショウ

開設者	氏名	伊式云丘八重ヘイタル 代表取締役社長	○本 ○江
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市におの浜〇丁目〇一〇	△△ハイツ〇〇号 電話(〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇 (建物名、部屋番号まで記入・電話番号記入)
美容所の名称	ふりがな	へあーすたじօ ヘアースタジオ	○○○ ○○○
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市3丁目〇番〇号	〇〇ビル1F 電話(〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇 (建物名等を省略せずに記入・電話番号記入)
管理美容師の氏名及び住所、美容師の氏名、登録番号及び疾患名並びにその他の従業者の氏名	別紙のとおり	大津市保健所への届け出に必要な手数料は、現金納付となります。	
	美容所の構造及び設備の概要	別紙のとおり	
開設予定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。

2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類

- (1) 美容所の構造及び設備を明らかにした図面
- (2) 従事する美容師の免許証又は美容師免許証明書の写し並びに粘核及び皮膚疾患に関する医師の診断書
- (3) 常時2人以上の美容師で從事する美容所を開設する場合は、管轄美容師の資格を証する書面
- (4) 開設者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する固籍登録簿)やその他の既存登録簿

## 記入例IV：構造および設備の概要

業者所名		(お店の名前を記入)		検査確認用		記入不要	
作業所面積		作業所面積 (〇〇, 〇 m <sup>2</sup> ) 待合所面積 (〇, 〇 m <sup>2</sup> )		お店の中の作業エリアとウェイティングエリアの面積を日々記載			
作業所と待合所の区分		□ 壁、 □ つい立、 □ 棚、 □ 植木、 □ その他 ( )		該当する物に☑する			
全体構造		□ コンクリート、 □ タイル、 □ リヤーク、 □ 板、 □ その他 ( )					
床等の材質		□ 自然換気 ( 1 ケ所)		お店中の換気にについて該当するところに☑して数量を記載			
換気設備		□ 機械換気 ( 1 ケ所)		お店中の換気にについて該当するところに☑して数量を記載			
照明設備		□ 電球 ( 3 灯所)		お店中の照明について該当するところに☑して数量を記載 ( 4 ケ所)			
便所の位置等		□ 専用		お店中のトイレについて該当するところに☑する。			
セットトイ等		□ 兼用(家庭用・その他 ( ))					
セット皿等容器		セット椅子等の機材について該当するところに☑し数量を記載する。					
作業用設備		セットトイ ( 5 台)		□ シャンブー設備 ( 2 台)			
作業用器具等		セット清潔器 ( 7 個)		□ シャンブーいす ( 2 台)			
		各作業器具について該当するところに☑し数量を記載する。		□ シャンブーいす ( 1 台)			
		□ クリッパー ( 8 個)		□ はさみ ( 6 個)			
		□ くし ( 1 0 個)		□ 刷毛 ( 6 個)			
		□ ふけ取り ( 1 個)		□ かみそり ( 6 個)			
		□ その他器具類 ( )					
		□ タオル ( 1 8 0 枚)		□ 手拭類 ( 5 0 枚)			
		□ その他布片類 ( )					
洗場の構造		流水装置 ( 2 ケ所)		□ 流水式の洗浄設備の継続を記載し、給湯機がある場合はチェック欄に☑する。			
洗淨・消毒方法・設備		消毒設備について有るものに☑し数量を記載する。		□ 消毒設備 ( )			
		□ 紫外線消毒 : 消毒器 ( 1 台)					
		□ 烈沸消毒 : 消毒器 ( 1 台)					
		□ 蒸気消毒 : 蒸し器 ( 1 台)					
		□ 薬液消毒 : 消毒容器 ( 2 個)		卓上噴霧器 ( 1 個)			
		□ 消毒薬 : □ 吸性界面活性剤 ( 1 個)		液量計 ( 1 個)			
		□ エタノール □ 塩素系薬剤		□ 逆性石ケン			
器具収納設備		消毒済器具用 ( 1 台)		器具収納設備について清潔用、不潔用の各々の数量を記載する。			
その他の応急処置薬品等		ふた付汚物箱 ( 1 個)		未消毒器具用 ( 1 台)			
		□ 消毒薬、□ キシテープ、□ 包帯、□ その他のゴミ箱等について一般用毛髪用の各々の数量を記載する。		ふた付毛髪箱 ( 1 個)			
		□ 急用薬品について有るものに☑する。					

注1 □印の付いた項目については、該当する項目を選び□にチェックのうえ、

## 記入例V：付近見取り図・施設平面図

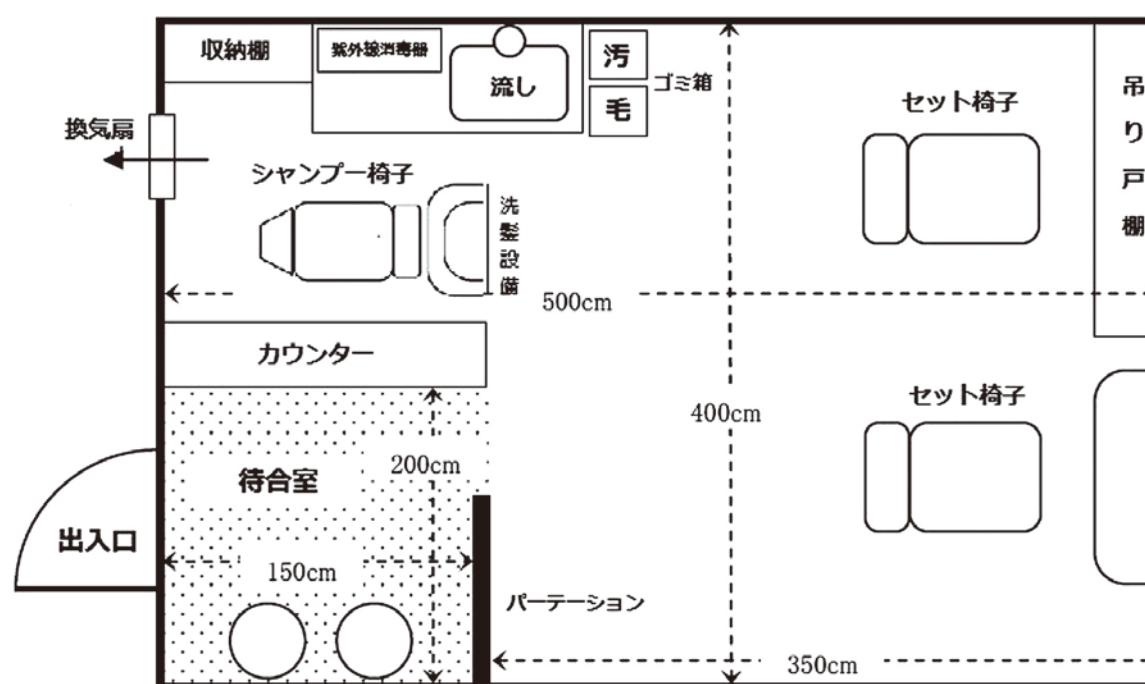
【別添 付近見取り図および施設平面図】

### 【付近見取図】



### 【施設平面図】

施設総面積	$5.0\text{m} \times 4.0\text{m} = 20.0\text{m}^2$
待合所面積	$1.5\text{m} \times 2.0\text{m} = 3.0\text{m}^2$
作業所面積	$20.0\text{m}^2 - 3.0\text{m}^2 = 17.0\text{m}^2$



### 運営編

## Chapter1 忘れちゃいけない開業後の手続き

### ① 施設に変更が生じたとき(改築・改装など)

お店の構造を変えたときは、そのことについて届け出が必要となります。また、大幅な改築等などは新たな開設届が必要となる場合がありますので、改築や改築を行う時は前もって保健所に相談しましょう。

### ② 新しく美容師を雇い入れたとき・美容師が退職したとき

新しく美容師さんを雇用した時や、働いていた美容師さんが退職された時には、届けた従事者名簿の訂正が必要となります。その都度保健所に変更届を提出しましょう。

#### 管理美容師の変更を行ったとき

新しく管理美容師さんを雇用した時や、働いていた管理美容師さんが退職された時には、届けた従事者名簿の訂正が必要となります。美容師さん同様その都度保健所に変更届を提出しましょう。

※新たに雇い入れた美容師および管理美容師の届け出に際しては、資格書面、医師の診断書が必要です。

### ③ 経営者死亡により相続が発生した場合(個人経営)

#### 法人合併等により経営権の承継が生じた場合(法人経営)

経営者(個人)や経営主体(法人)が変わるのは新たに開設の届け出を行い検査確認を受ける必要がありますが、経営者の死亡に伴う相続や、法人の合併や分割に伴う経営主体の変更などは、承継という手続きで地位承継が認められる場合がありますので、そのような状況が生じた際、または生じることが判明している場合には、所管する保健所で相談し、必要な手続きを進めましょう。

### 記入例:変更届記入例を参照しましょう。

※届出書類および添付書類はインターネット経由で滋賀県(大津市内のお店は大津市)のホームページからも取り寄せられます。

### ホームページからの申請書ダウンロード

滋賀県>申請書等ダウンロード>健康医療福祉部>生活衛生課>衛生営業担当関係の申請書  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seikatsu/eigyo/shinseisyo-youshiki/20130205.html>

大津市>申請書ダウンロード>健康・保健衛生>生活衛生

[http://www.city.otsu.lg.jp/shinsei/kenko/kenko/sei\\_eisei/index.html](http://www.city.otsu.lg.jp/shinsei/kenko/kenko/sei_eisei/index.html)

記入例：麥更屆

法  
人  
用

記入例：麥更屆

様式第2号(第2条関係)		受付欄
美容所 (変更・廃止) 届出書 該当するほうを丸で開む 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>提出する日を記入</u>		
滋賀県〇〇 保健所長 (提出保健所名を記入)		
美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
開設者	ふりがな 氏 姓 名 称	○ ○ や ま 山 ○ 男 お (印) (印) 昭和〇〇 (開設者の誕生日を記入)
住所	ふりがな 美 容 所 の 名 称	〒〇〇〇一〇〇〇〇 〇〇市〇〇1丁目〇番〇号 (開設者住所を建物名部屋番号まで記入・電話番号記入) ～〇〇〇〇 電話 (〇〇〇〇〇) ～〇〇〇〇 (お店の名前を記入:記載内容がそのまま検査確認済証に反映)
美容所の所在地	ふりがな 美 容 所 の 名 称	〒〇〇〇一〇〇〇〇 〇〇市〇〇3丁目〇番〇号 (お店の住所を建物名等を省略せず記入・電話番号記入) ～〇〇〇〇 電話 (〇〇〇〇〇) ～〇〇〇〇 (お店の名前を記入:記載内容がそのまま検査確認済証に反映)
検査確認年月日及び番号		平成〇〇年〇〇月〇〇日 滋〇保第〇〇〇〇号
変更	変更事項	管理美容師・美容師・構造設備・届出者名称等
変更	変更前	変更前の氏名や名称、構造設備の主要設備等
内容	変更後	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (変更が生じた日:届出以前の日で可)
変更年月日	廃止年月日	年 月 日

主1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
3 添付書類

(1) 美容所検査鑑認済証  
(2) 変更の場合は、変更内容を記する書面。ただし、美容師の採用等による変更の場合は、その者の免許又は美容師免許証明書の写しならびに結核および皮膚疾患に関する医師の診断書、管師の設置等による変更の場合は、その者の管埋理美容師の資格を証する書面  
(3) 美容所と同一の場所で、理容所を既に開設している場合または新たに開設しようとする場合で、

## 天津市以外で開業される場合

美容所 (変更・廃止) 届出書		受付欄
<b>滋賀県〇〇</b> (提出保険所名を記入)		
美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
該当するほうを丸で固む 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
提出する日を記入 (登記された代表者印を押印)		
開設者	ふりがな 氏 名	かぶしきがいしゃ へアースタイル〇〇(印)
	住所	〒〇〇〇一〇〇〇〇 〇〇市〇〇1丁目〇番〇号 (開設者住所を建物名部番号まで記入・電話番号記入)
美容所の名称	ふりがな へあーでさいん	やま ヘアーデザイン〇山
(お店の名前を記入: 記載内容がそのまま検査確認済証に反映)		
〒〇〇〇一〇〇〇〇 〇〇市〇〇3丁目〇番〇号 ブラザ〇〇1F 電話 (〇〇〇〇〇) 〇〇 一〇〇〇〇〇		
(お店の住所を建物名等を省略せば記入・電話番号記入)		
検査確認年月日及び番号		
変更内容	変更事項	管理美容師・美容師・構造設備・届出者名称等
	変更前	変更前の氏名や名称、構造設備の主要設備等
	変更後	変更後の氏名や名称、構造設備の主要設備等
変更年月日		
平成〇〇年〇〇月〇〇日 (変更が生じた日: 届出以前の日で可)		
廃止年月日		
年 月 日		

(1) 美容所検査確認認証証

(2) 変更の場合は、変更内容を記する書面。ただし、美容師の採用等による変更の場合は、その者の診断書、管免証又は美容師免許証明書の写しならびに結婚および皮膚疾患に関する医師の診断書、管

(3) 美容所と同一の場所で、美容所を既に開設している場合または新たに開設しようとする場合で、  
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。

3 添付書類

記入例：麥更屆

用入法

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
3 添付書類

(1) 美容所検査鑑認証書  
(2) 変更の場合は、変更内容を証する書面。ただし、美容師の採用等による変更の場合は、その者の免許証又は美容師免許証明書の写しならびに結核および皮膚疾患に関する医師の診断書、管

## 大津市で開業される場合

美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
<b>大津市</b> <b>(提出場所名を記入)</b> 美容師所 (変更・廃止) 届出書 <u>該当するほうを丸で囲む</u> <u>平成〇〇年〇〇月〇〇日</u> <u>提出する日を記入</u>		
<small>登記された代表者印を押す</small>		
開設者	ふりがな 氏 名	かぶしきがいしゃへあーすたいル〇〇(印) 株式会社へースタイル〇〇(印) 代表取締役社長 ○ 本 ○ 江
	住所	〒〇〇〇一〇〇〇〇〇 〇〇市〇〇1丁目〇番〇号 〇〇マンション101号室 電話 (〇〇〇〇〇) 〇〇 一〇〇〇〇 (開設者住所を建物名部番号まで記入・電話番号記入)
美容所の名称	ふりがな 美容所の名称	へあーでざいん〇山 ヘアーデザイン〇山
		(お店の名前を記入 : 記載内容がそのまま検査認証済証に反映)
美容所の所在地	検査認証年月日及び番号	〒〇〇〇一〇〇〇〇 〇〇市〇〇3丁目〇番〇号 プラザ〇〇IF 電話 (〇〇〇〇〇) 〇〇 一〇〇〇〇 (お店の住所を建物名等を省略せず記入・電話番号記入)
	変更事項	平成〇〇年〇〇月〇〇日 滋〇保第〇〇〇号
変更内容	変更前	管理美容師・美容師・構造設備・届出者名称等
	変更後	変更前の氏名や名称、構造設備の主要設備等 変更後の氏名や名称、構造設備の主要設備等
変更年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (変更が生じた日 : 届出以前の日で可)	

記入例：変更届		
様式第2号（第2条関係）		
美容所（ <u>変更・廢止</u> ）届出書	受付欄	

個人用

# 記入例：変更届 様式第2号（第2条関係）

- 15 -

個人用

記入例：麥更屆  
人用法

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 開設者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
3 添付書類

(1) 美容所検査鑑認証書  
(2) 変更の場合は、変更内容を証する書面。ただし、美容師の採用等による変更の場合は、その者の免許証又は美容師免許証明書の写しならびに結核および皮膚疾患に関する医師の診断書、管

## Chapter2 悩んだり、わからぬことがあったときは即相談

- 融資・税務・労務・法律相談のことは、生活衛生営業指導センター [滋賀県生活衛生営業指導センター](#)

滋賀県生活衛生営業指導センターでは、理容・美容などの生衛業を営む皆さんの様々な問題に対応するため相談室を開設しています。

### <融資相談>

日本政策金融公庫の生活衛生貸付融資に関する相談  
受付時間:月～金曜日(祝祭日除く)9時～17時



### <税務相談・労務相談・法律相談>

顧問税理士、顧問社会保険労務士、顧問弁護士による相談  
受付は随時。ご利用を希望される場合は、事前に当センターまでお問合せください。

電話:077-524-2311 ※相談は無料 ※秘密厳守

- 同業者だから適切に助言できる、美容業生活衛生同業組合 [滋賀県美容生活衛生同業組合](#)

滋賀県美容業生活衛生同業組合は、資金調達や税金の悩み、お客様との民事的なトラブルの相談、従業員の資質向上や福利厚生など、オーナーが直面する多くの問題を解消する手助けをいたします。

### <組合は法律に基づき設立しています>

美容組合は、生衛法によって県知事の認可のもとに設立された組合です。組合員の経営安定と生活を守るため、次の事業を行い公衆衛生の向上並びに社会に貢献しています。

### <営業資金の斡旋をしています>

・お店の改裝、器具等の購入資金は、日本政策金融公庫からの低利の融資が美容組合で実施している振興事業として受けすることができます。

### <技能向上に努めています>

組合員の技能の改善向上に関する事業として、年1回その年の流行を先取りする  
・トップマスターズモード発表会を開催、また2年に1回開催する美容技術コンクールで、  
優勝者は全国大会(ヘア部門・着付部門)へ、さらに世界大会への出場も可能です。



### <各種情報を提供しています>

組合員に対する情報の提供として、組合機関紙「美容しが」を年3回発行しています。

### <各種講習会を開催しています>

・組合員の知識技能の向上を図るために専門講師による美容・着付け技術講習会などの開催しています。  
・美容師国家試験受験生対象の実技講習を春秋の年2回しています。



### <共済制度と各種保険を推進しています>

組合員並びに従業員のため各種福祉共済制度が充実しています。  
総合福祉共済制度、休業補償共済制度

### <事故に対する補償制度の充実>

営業中におけるお客様の事故(対人・対物)に対しても、組合員全員が  
補償制度により守られています。  
美容所賠償責任保険制度(保険料 年間1,600円の低額保険料)

(平成28年4月1日現在)

## 番外編

## Chapter1 賢い開業資金調達のしかた

- 日本政策金融公庫を有効に活用しよう

<公庫融資の特徴> 長期の返済で、利息は固定金利

新たに開業される方が利用できる主な融資制度は次のとおりです。

利率やその他の制度など、詳しくは生活衛生営業指導センターか日本政策金融公庫にお尋ねください。

生活衛生貸付 (美容業の場合)		
	ご融資額	ご返済期間 (うち据置期間)
一般貸付	設備資金 7,200万円以内 (1年以内、返済期間が7年超の場合2年以内)	13年以内
振興事業貸付	設備資金 1億5,000万円以内 運転資金 5,700万円以内	20年以内 (2年以内) 7年以内 (2年以内)

※振興事業貸付は、県組合加入者のみとなります。

(平成28年9月9日現在)

新創業融資制度 (無担保・無保証人)	
ご融資額	ご返済期間 (うち据置期間)
3,000万円以内 うち運転資金1,500万円以内	各融資制度に定める返済期間

※新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方で、雇用の創出や勤務経験等一定の要件に該当する方がご利用いただけます。  
※事業開始前または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業資金の10分の1以上の自己資金を確認が必要です。なお、一定の要件を満たす場合には、自己資金割合を問い合わせません。  
※事業に使用される予定の無い資金は、本要件における自己資金には含みません。  
※各融資制度により返済期間が異なります。

(平成28年9月9日現在)

### <借り方次第で大違い、資金調達は経営安定の第一歩>

- 融資制度による違い

生活衛生貸付の振興事業貸付を利用すると一般貸付と比べて『融資限度額が大きい、貸付期間が長い、金利が安い、「推薦書」が不要』などの有利な条件で利用できます。



- 開業準備のチェックポイント

開業前にどれくらい検討し、準備したかが開業後の経営を左右します。

次のチェックポイントを事前に検討しておきましょう。

- ①開業動機は明確ですか。②開業する事業について経験や知識はありますか。
- ③事業を継続していく自信はありますか。④家族の理解はありますか。⑤開業場所は決まっていますか。
- ⑥必要な従業員は確保できますか。⑦セールスポイントはありますか。⑧売上高や利益などを予測してみましたか。⑨自己資金は準備していますか。⑩事業(創業)計画書としてまとめてみましたか。

## Chapter2 生活衛生同業組合の有効活用

あなたのお店の繁栄と業界の発展のために  
**生活衛生同業組合に加入しましょう！**

### 生活衛生同業組合って

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、滋賀県知事の認可を受けて設立された営業者の自主的な活動団体で、主に次のような事業を行っています。

- ① 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- ② 営業施設の整備改善や経営の健全化のための資金の斡旋
- ③ 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- ④ 組合員の福利厚生・共済に関する事業

### 滋賀県内では次の10の組合が設立されています

生衛業は、日常生活を営んでいくうえで、欠かすことの出来ない生活密着型の大切な業種であり、常に生活の向上と地域の発展に貢献しています。



### 組合に加入されると、次のようなメリットがあります

- ① 日本政策金融公庫の融資が有利な条件（金利、返済期間、借入金額等）での融資や無担保・無保証人などの貸付制度が利用できます。
- ② 融資、経営、税務、労務、衛生などの経営相談が受けられます。
- ③ 各種研修会、講習会に参加して色々な知識や技能が習得出来ます。
- ④ 各種の業界情報が、迅速に入手できます。
- ⑤ 県内の組合、行政や業界との人的ネットワークづくりができ、経営に生かすことが出来ます。
- ⑥ 必要な情報や地域に密着した話題等の最新情報が定期的に得られます。
- ⑦ 組合の取り扱う賠償共済や保険制度に加入し、万一に備えることが出来ます。

## Chapter3 生活衛生営業指導センターを活用しよう

生活衛生営業指導センターは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」により滋賀県知事の指定を受け設立された公益法人であり、生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上を図り、利用者の利益を守るため、各種の事業を推進しています。営業者の皆様方のさまざまな相談や経営指導、研修、業界活動の支援などを行なっています。

**指導センターでは  
様々な事業を通じて、  
皆様の経営のお手伝いを  
しています。**

**お気軽にご相談ください  
相談は無料です！**

### 【経営等の相談】

衛生や労務、経営全般にわたる相談を経営指導員や経営相談員が応じています。また、経営指導員が各保健所等に定期的に出向いて移動相談所等も開設しています。

**まずは  
相談を…**



### 【専門的な相談】

顧客とのトラブル、税務申告、専門的な年金問題など、顧問の弁護士、税理士、社会保険労務士が相談に応じます。



### 【融資の相談】

長期返済で低利な日本政策金融公庫の各種貸付申込みのお世話や知事の融資推せん事務を実施しています。



### 【研修・講習会の開催】

営業者、組合役員、経営相談員等への研修、講習会を、県や生活衛生同業組合等の協力を得て開催しています。法務、税務、労務、経営等の研修を行っています。



### 【クリーニング師研修・業務従事者講習の開催】

法律に基づく知事指定のクリーニング師の研修および業務従事者の講習を実施しています。



### 【Sマーク店の登録】

理容・美容・クリーニング業について、厚生労働大臣のSマーク（標準営業約款）の登録を推進しています。

**わたしたちは  
Sマークの  
お店です**



### 【消費者からの苦情と相談】

消費生活センター等と連携しながら、消費者や利用者からの苦情等に関する相談を受付ています。



### 【生衛組合事業活動への支援】

振興事業、地域活性化連携事業などに対する助言、支援をしています。

アドバイスします



### 【連携事業の推進】

生衛組合が業種を超えて地域に共通する課題に対応し、各生衛組合が連携して行う地域活性化事業を推進しています。



### 【経営相談員会の活動を支援】

経営相談員会各支部と連絡調整の上、研修会や巡回相談を実施しています。



### 【情報提供】

広報紙「生衛しあ」を年2回発行するとともに、ホームページを通じて、生衛業に関する様々な情報を発信しています。



### 【衛生の自主点検】

お店の衛生面をチェックするため、自主点検制度を推進しています。



### 【後継者育成支援事業】

生衛業の経営において課題とされている後継者確保に関する取組を支援するため、県内の小中高生を対象に、生衛に対する職業観の向上を図り、もって生衛業への就職を促進することを目的とした「出前インターンシップ(出前授業)」等を実施しています。



### 【健康推進等事業】

飲食店等での禁煙・分煙の導入の促進や生衛業者の防疫意識を高めるための感染症対策研修会を実施しています。また、県との包括的災害協定に基づき災害発生時に様々な支援を行います。



**公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター**

電話 077(524)2311／FAX 077(521)5440

<http://shigalife.or.jp>

毎月1日は点検日、10月1日は点検報告日

### 自主点検票(美容所)

店舗名												
所在地												
営業者												
点検実施者												

※点検欄に○か×を、該当しない項目には横線(ー)を記入してください。

点検項目	点検月日											
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
1 お店は毎日清掃し、器具類、トイレ等は常に清潔にしていますか。												
2 お店には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く)、猫等の動物を入れていませんか。												
3 照明器具および換気設備は定期的に清掃し、作業場の照度維持に努めるとともに、換気を十分行っていますか。												
4 清潔な作業衣を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを使用していますか。												
5 爪は短くし、作業を行う前に手指を洗っていますか。												
6 器具等の消毒方法	紫外線消毒器を使用の場合 器内にトレイ・タオル等、紫外線を遮るもの敷いていませんか。 また、20分以上の照射をしていますか。  蒸気消毒器を使用の場合 80℃以上の温度で10分以上処理していますか。  消毒液を使用の場合 適切な濃度、適切な消毒時間を守り、清潔で、汚れに応じて取り替えていますか。 例:次亜塩素酸ナトリウム・逆性石けんは毎日交換 エタノール消毒液は7日以内											
7 血液が付着したもの(その疑いのあるもの)は取扱いに注意し、適正な消毒方法で消毒していますか。												
8 器具、タオル類は消毒済のものと未消毒済のものを区分して保管していますか。												
9 くし、はさみ、カミソリ等は、一人ごとに消毒していますか。												
10 床等の毛髪は一人ごとに清掃し、ふた付き毛髪箱に捨てていますか。												
11 開設者および管理理容師は、常に従事者の健康管理に注意していますか。												
12 お客様から衛生面での苦情はありませんか。あつた場合は適切に対応できていますか。												

## 美容所開業等に関する問い合わせ先一覧

メモ

### ① 担当行政機関

#### 【滋賀県】

草津市、守山市、栗東市、野洲市の管轄保健所

**草津保健所 生活衛生係** 住所 草津市草津3丁目14-75 電話 077-562-3549

甲賀市、湖南市の管轄保健所

**甲賀保健所 生活衛生係** 住所 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6149

東近江市、近江八幡市、竜王町、日野町の管轄保健所

**東近江保健所 生活衛生係** 住所 東近江市八日市緑町8-22 電話 0748-22-1266

彦根市、甲良町、多賀町、愛荘町、豊郷町の管轄保健所

**彦根保健所 生活衛生係** 住所 彦根市和田町41 電話 0749-21-0284

長浜市、米原市の管轄保健所

**長浜保健所 生活衛生係** 住所 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6664

高島市の管轄保健所

**高島保健所 健康衛生係** 住所 高島市今津町今津448-45 電話 0740-22-3552

#### 【大津市】

大津市保健所 衛生課 生活衛生グループ

住所 大津市浜大津4丁目1-1明日都浜大津1階 電話 077-522-7372

### ② 融資などの相談

公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

住所 大津市打出浜13-22 生活衛生会館 電話 077(524) 2311

日本政策金融公庫

大津支店 住所 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル地下1階 電話 077(524) 1656

彦根支店 住所 彦根市佐和町11-34 電話 0749(24) 0201

### ③ 美容業全般に関する相談

滋賀県美容業生活衛生同業組合

住所 大津市打出浜13-22 生活衛生会館 電話 077(524) 2313